

国分寺市長 殿

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費(滞在費)に係る負担限度額認定を申請します。

※太枠内を記入してください。

フリガナ				被保険者番号											
被保険者氏名				個人番号											
生年月日				年 月 日											
住 所				連絡先											
入所(院)した 介護保険施設の 所在地及び名称(※)				連絡先											
入所(院)年月日(※)		年 月 日		(※)介護保険施設に入所(院)していない場合及びショートステイを利用の場合は、記入不要です。											

配偶者の有無		有 ・ 無		左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については記入不要です。											
配偶者に関する事項	フリガナ					個人番号									
	氏 名														
	生年月日	年 月 日													
	住 所														
	本年1月1日現在の住所(現住所と異なる場合)														
課税状況		市町村民税		課税 ・ 非課税											

収入等に関する申告	☐	①生活保護受給者／②市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者									
	☐	③市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※1・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額 82.65 万円以下です。(【 】内は、受給している年金に○をしてください。)									
	☐	④市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※1・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額 82.65 万円を超え、120 万円以下です。(【 】内は、受給している年金に○をしてください。)									
	☐	⑤市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※1・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額 120 万円を超えます。(【 】内は、受給している年金に○をしてください。)									
預貯金等に関する申告	☐	預貯金、有価証券等の金額の合計が②の方は 1,000 万円(夫婦は 2,000 万円)、③の方は 650 万円(同 1,650 万円)、④の方は 550 万円(同 1,550 万円)、⑤の方は 500 万円(同 1,500 万円)以下です。 ※第 2 号被保険者(40 歳以上 64 歳以下)の場合、③～⑤の方は 1,000 万円(夫婦は 2,000 万円)以下です。									
※通帳等の写しは別添	預貯金額	円	有価証券 (評価概算額)	円	その他 (現金・負債を含む)	()※2 円					

※ 1 寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。 ※ 2 内容を記入してください。
申請内容についてのお問い合わせ先(被保険者本人の場合には、下記について記載は不要です。)

代理申請者氏名	本人との関係	電話番号
---------	--------	------

注意事項

(1) この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。

(2) 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数所有している場合は、その全てを記入し、通帳等の写しを添付してください。

(3) 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。

(4) 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第 22 条第 1 項の規定に基づき、支給された額及び最大 2 倍の加算金を返還していただくことがあります。

同 意 書

国分寺市長 殿

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の関係機関(以下「銀行等」という。)に私及び配偶者(内縁関係の者を含む。以下同じ。)の課税状況及び保有する預貯金並びに有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。

また、市長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私及び配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

なお、介護保険負担限度額認定について、市が特定介護保険施設及び特定入所者居宅サービス(介護予防サービス)事業者及び短期入所サービスの居宅サービス(介護予防サービス)計画を作成する居宅介護支援事業者等へ認定情報及び認定段階について情報提供を行うことに同意します。

年 月 日

< 本 人 >

住 所

氏 名

代筆者氏名

上記の者との関係

()

< 配偶者 >

住 所

氏 名

代筆者氏名

上記の者との関係

()